

公益財団法人 日本船員福利厚生基金財団
平成 25 年度（第 1 期）事業計画
(自平成 25 年 4 月 1 日至平成 26 年 3 月 31 日)

本財団は、公益財団法人移行前の特例民法法人である。したがって、以下に提案する初年度の事業計画および収支予算のうち、公益財団法人として適用する部分については、公益財団法人設立登記日から施行することを停止条件として提案する。

寄付行為第 4 条に基づき、船員の福利厚生を増進を図り、わが国海運業並びに水産業の発展に寄与することを目的として事業を実施してきている。

本年度も、本財団は、労使間の労働協約に基づき、船主より拠出される船員福利厚生基金と利息収入をもって事業をおこなうこととする。

具体的な事業内容は次のとおりとする。

1. 船員福利厚生基金の管理等について

船主と全日本海員組合との労働協約に基づき拠出される船員福利厚生基金、その他拠出金、寄付金を適正に管理する。

2. 各事業について

(1) 整備助成事業について

船員の福利厚生を増進を図り、わが国海運業ならびに水産業の発展に寄与するため、定款に基づき船員福祉に関する施設、団体に対して資金援助を行う。

本年度は、3 団体 6 施設に対し整備助成を行う。

(2) 運営助成事業について

昨年 1 2 月より実施している「宿泊利用補助制度」については、本年度も引き続き実施する。

また、本年度も、ホームページ等を通じて広く宿泊施設を募集し、5 月に宿泊利用助成制度審査認定委員会を開催し、対象となる宿泊施設の拡充を図る。

3. 拠出金の依頼・収納管理および会計システムの開発・導入

拠出金の依頼・収納管理を行うため、管理システムの開発を行う。また、並行して、会計についても、新新会計基準に適應した会計ソフトを導入し業務の効率化を図る。

4. ホームページの充実

- (1) 理事・評議員名簿、事業計画及び事業報告等公益財団法人として開示が必要となる事項のホームページへの掲載方法について検討する。
- (2) 宿泊利用助成事業のPRを強化し、対象施設の拡充を図る。

5. アドバイザリー契約について

平成24年度で公益財団法人への移行手続きのため、会計士および税理士とアドバイザリー契約を締結し、移行手続きを行ってきた。

公益財団法人移行後も、以下の事項について引き続きアドバイスが必要となるため、同会計士および税理士とアドバイザリー契約を締結する。

- (1) 予算・決算並びに国土交通省および内閣府への報告などに関する事項
- (2) 事業運営などに関するコンサルティング

6. 公益財団法人への移行登記について

内閣総理大臣より公益財団法人への移行認定書が交付された後、平成25年4月1日(月)付けにて、財団法人日本船員福利厚生基金財団の解散登記および公益財団法人日本船員福利厚生基金財団の設立登記を行う。

なお、移行登記完了の後、内閣府及び国土交通省へ移行登記完了届出書を提出することとし、併せて名称の変更に伴い必要となる銀行等関係先の変更手続きを実施する。

7. 平成25年度(第1期)予算および平成25年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について

以上に基づく、平成25年度(第1期)の予算(案)および平成25年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は別紙のとおりとする。(第5号議案：収支予算書、平成25年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)

以 上